

公益財団法人明光教育研究所 第5回 給付奨学金 募集要項

この募集要項には、本奨学金についての詳しい説明が書かれています。
必ず、最後までお読みになったうえで、お申し込みください。
また、「奨学金規程」「個人情報保護規程」もご確認ください。

目次

奨学金について.....	2
1 目的.....	2
2 申込資格.....	2
3 制度概要.....	2
4 スケジュール.....	3
5 給付金額と学齢について.....	3
6 給付期間について.....	3
7 使用目的と給付金額.....	4
申込について.....	5
8 申込～採用までの流れ.....	5
9 受給希望者と申込者について.....	5
10 申込書類の準備.....	5
11 提出書類一覧.....	6
12 書類を提出する.....	8
審査～採用までの流れ.....	9
13 審査について.....	9
14 採否通知の到着、奨学生としての権利.....	9
15 採用後書類提出（該当者のみ）.....	9
奨学生として採用された後の流れ.....	10
16 奨学金の振込.....	10
17 奨学生としての義務.....	10
18 書類の提出.....	11
複数年度にわたる奨学金の給付について.....	12
19 奨学金の継続手続.....	12
その他.....	12

奨学金について

1 目的

学習意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない子どもたちに、奨学金の給付を行うことで、子どもたちの明るい未来を創造すること

2 申込資格

申込には、次の4つの条件のうち、いずれか1つ以上を満たすことが必要です。

- ひとり親家庭の子どもである。
- 里親に養育されている。又は、以前里親に養育されており、現在は養育措置が解除され、保護者のいない状態で生活している。
- 施設（児童養護施設、自立援助ホーム等）に在籍している。又は、以前施設に在籍しており、現在は施設を出て、保護者のいない状態で生活している。
- 保護者が、病気、怪我、介護等の事情により、就労困難な状況にある。

3 制度概要

給付金額	・小中学生等：最大30万円／1人 ・高校生等：最大50万円／1人 ・大学生等：最大70万円／1人	→詳しくは：3ページ 「5 給付金額と学齢について」
給付期間	基本：1年間 (ただし、1年ごとの継続申請が可能)	→詳しくは：3ページ 「6 給付期間について」
併給	可能(国・都道府県などの公共団体はもちろん、 学校・病院・企業・団体等の奨学金などの制度とも一緒に受けられます。)	
注意点	奨学金は、当財団が定める「使用目的」にのみ 使用できます。	→詳しくは：4ページ 「7 使用目的と給付金額」
採用予定人数	86名程度	
申込方法	申込書類一式を当財団宛てに郵送 (2019年1月31日(木)必着／持ち込み不可)	→詳しくは：5ページ～8ページ 「申込について」

本奨学金は、「給付型」奨学金です。奨学金を返済する必要はありません(ただし、虚偽の申告、各種義務の不履行、学業成績・生活状況等の著しい変化等があり、それが特に悪質と認められる場合は、返金を求めることがあります)。申込にあたり、連帯保証人は不要です。

選考審査は、ご提出いただく書類を、選考委員会で総合的に審査することにより行います。なお、学力や、世帯収入額の基準はありません。

大学院生は対象外となりますのでご了承ください。

4 スケジュール

2019年1月31日	申込受付終了（必着）
2019年3月29日	採否通知の発送（郵送）
2019年6月3日、9月2日、12月2日、2020年3月2日	奨学金給付（年4回）

5 給付金額と学齢について

本奨学金は、奨学金の給付を受ける方の「学齢」によって、給付金額が次のように変わります。

学齢区分	2019年4月1日時点の学齢	給付金額
小中学生等	小学生、中学生、義務教育学校生、中等教育学校1・2・3年生、特別支援学校小学部・中学部生 など	最大30万円／1人
高校生等	高校生、浪人生、中等教育学校4・5・6年生、高等専門学校1・2・3年生、特別支援学校高等部生 など	最大50万円／1人
大学生等	大学生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校4・5年生、特別支援学校専門科生 など	最大70万円／1人

「学齢」は、2019年4月1日時点のものであります。例えば、「2019年1月31日時点で高校3年生であり、2019年4月1日から大学へ進学する予定の受験生の方」であれば、「2019年4月1日時点の学齢」は「大学1年生」となり、奨学生に採用された場合の給付金額は「最大70万円」となります。（万一、奨学生として採用されながら、受験や進級の失敗などがあつた場合は、採用通知発送後、個別のご対応とさせていただきます。）

お間違えのないよう、充分ご注意ください。

6 給付期間について

本奨学金は、1年間の給付を基本としています。

ただし、奨学生として採用された次の年に、進級や進学をする場合は、「奨学金の継続」を行うことで、次年度の奨学金の給付を希望することができます。継続手続きにかかる選考審査の結果、採用となれば、次年度以降も奨学金の給付を受けることができます（このとき、進学等によって学齢が変動する場合は、奨学金給付の金額もそれに応じて変動する場合があります）。

毎年継続手続きを行うことで、複数年度にわたる奨学金の継続した給付を受けることも可能です。この場合、最長年数の制限はありません。

継続手続きの選考審査の結果、不採用となった場合は、次年度以降の給付はできません（ただし、更に次の年度以降に、改めて新規申込を行うことは可能です）。

→詳しくは：12ページ「19 奨学金の継続手続き」

7 使用目的と給付金額

申込時に、奨学金の「使用目的」及び「希望金額」を申込書類に記入していただきます。これに基づいて、「給付金額」を決定し、奨学金を給付します。

「使用目的」は、以下の3種類のみとなります（複数種類を組み合わせることもできます）。

1. 学校で必要になる費用

OK

…学校の授業料、入学金、施設負担金、給食費、制服代、学校指定備品代、受験料、学校で必要となる教科書・参考書・問題集・辞書・専門書等の教材の購入費用、学校のカリキュラムで定められた海外留学・資格取得・各種実習等にかかる費用、その他学校での学業に必要不可欠な各種備品（パソコン、電子辞書等）の購入費用

2. 塾、予備校、家庭教師、通信教育の費用

OK

…塾・予備校・家庭教師・通信教育（これ以降、これらを「塾等」と呼びます）の、入会金、授業料、各種維持費（施設費や総合指導費等）、講習受講料、模擬試験受験料、塾等で指定された教科書・参考書・問題集等の教材の購入費用（科目は国語・算数・数学・英語・理科・社会のみ）

3. 自学自習用教材費用

OK

…上記「1」「2」以外の目的（自学自習や資格試験など）のために使用する、教科書・参考書・問題集等、学業に不可欠な教材・各種備品の購入費用や受講・受験費用

以下の目的においては、奨学金を使用できませんのでご注意ください。

使用目的として認められないもの

NG

任意加入の部活動にかかる費用、学業目的でない修学旅行にかかる費用及び積立金、通学にかかる費用、寮生活に必要な費用（家賃や光熱費等）、学校において必ずしも必要ではないパソコン・電子辞書・楽器・料理器具等の購入費用、国・算・数・英・理・社以外の習い事費用（そろばん教室や英会話教室も認められません）、学校のカリキュラムで定められていない海外留学にかかる費用等

以下の注意事項を必ずお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

注意事項

- ！ 申込時に「希望金額の根拠となる資料」をご提出いただきます。正当な理由なくご提出がない場合は失格となります。
→詳しくは：7ページ「注3」
- ！ 奨学金は、申込時に記入した使用目的でのみ利用できます。採用後、使用目的に沿った領収書等の提出がなされない場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
→詳しくは：11ページ「18 書類の提出」
- ！ 給付金額は、申込時に提出していただく資料に基づき決定されます。決定後、正当な理由なく金額を変更することはできません。
- ！ 給付金額は、選考委員会の審査に基づき決定されるため、希望金額とは異なる場合があります。予めご了承ください。

申込について

8 申込～採用までの流れ

申込期間は、2018年12月1日（土）～ 2019年1月31日（木）（必着）です。

この期間内に、必要書類を揃えて、**郵送にて**ご提出ください。

「必着」ですので、2019年1月31日までに、当財団に申込書類一式が届かなければ失格となります。書類を直接当財団にお持ち込みされた場合も失格となります。また、書類不備（記入が必要な箇所が空欄だったり、必要書類が入っていないなかったりする場合）も同様に失格となります。申込書類を準備する時間と、当財団まで郵便が届くのに必要な時間を考慮し、十分な余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。

- 地震や洪水といった、大規模な自然災害等によって、地域単位で郵便の集荷や配達等が大幅に遅延した場合のみ、例外的な対応を行う場合があります。その場合は当財団のホームページでご案内いたします。それ以外は、申込期間の延長は一切認められません。また、個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

9 受給希望者と申込者について

この奨学金を申し込むには、「受給希望者」と「申込者」、お二人の情報が必要となります。

奨学金を受けて勉強したいと考えている、児童、生徒、学生等の方を「受給希望者」と呼び、その申込の主体となる方を「申込者」と呼びます。

「申込者」となれるのは、日常的に「受給希望者」と連絡を取り合うことができる、受給希望者の養育者（20歳以上の保護者又は3親等以内の親族）、又は、受給希望者が入所している施設の施設長となります。これらの条件に該当する方がいらっしゃらない場合のみ、例外として、学校の教職員等、上記条件を満たさない方が「申込者」となることができます。

10 申込書類の準備

申込には、専用の申込書類が必要です。当財団のホームページから、PDF形式でダウンロードいただけます。パソコンとプリンターを使って印刷することができます。パソコンやプリンターをお持ちでない場合も、スマートフォンまたはタブレット等を利用して、全国の主要コンビニエンスストア等で印刷することができます。

- スマートフォンまたはタブレットをお持ちでない場合や、お近くに印刷サービスに対応したコンビニエンスストアがない場合は、当財団から資料一式をご郵送することもできます。郵送をご希望の方は、当財団のホームページの専用フォーム、FAX、お電話にて当財団にご連絡ください。郵送ご希望の受付は、お電話の場合は1月7日(月)18時まで、ホームページ又はFAXの場合は1月7日(月)23時59分までとなります。なお、多数の方から郵送ご希望を頂いた場合、資料のお届けまでにお時間がかかる可能性があります。お急ぎの場合は改めてご自身での印刷をご検討ください。

注意事項

- ！ 審査の結果、不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。
- ！ 審査の対象となるのは、2019年1月31日（木）までに当財団に届いた申込書類のみです。
- ！ 期間内に当財団に届かなかった申込書類、直接お持込された申込書類、書類不備がある申込書類は、すべて失格となります。時間に充分余裕をもってご準備・ご提出ください。

1 1 提出書類一覧

● 記入が必要なもの

書類の名前	記入者	備考
申込書	受給希望者と申込者	顔写真、捺印が必要
★奨学金使用目的書	受給希望者（原則として本人の直筆）	
一カ月分の生活費申告書	申込者 (注1) (受給希望者が児童養護施設などの施設に在籍している場合は、提出不要)	
口座届	受給希望者と申込者	署名、捺印が必要
推薦書	受給希望者が在籍する学校の教職員	学校長または学部長の署名、捺印が必要
★作文『将来の夢』	受給希望者（本人の直筆）	(注2)
誓約書	受給希望者と申込者	署名、捺印が必要
提出書類一覧	受給希望者と申込者	

● 記入は必要ないもの

書類の名前	備考
成績を証明する資料	成績証明書、または、直近の通知表のコピー
金額の根拠となる資料	奨学金を使用する目的の金額の根拠が確認できる資料 (注3)
戸籍を証明する書類	受給希望者の情報が記載された「戸籍謄本」の原本（市区町村で発行） (受給希望者が児童養護施設などの施設に在籍している場合は、提出不要)
収入を証明する書類	所得証明書もしくはそれに準じた書類 (注4) (受給希望者が児童養護施設などの施設に在籍している場合は、提出不要)
家庭事情に応じた書類	該当の場合のみ提出が必要 (注5) (受給希望者がひとり親家庭の子どもである場合は、提出不要)

- ★ 「作文」は受給希望者が直筆でご記入ください。「奨学金使用目的書」も受給希望者が直筆でご記入ください。(受給希望者が小学生である場合は、「奨学金使用目的書」は申込者が記入することが可能です。)
- 黒のボールペンでご記入ください。鉛筆・シャープペンシルや、熱で消えるボールペン等は使用できません(書類不備となります)のでご注意ください。
- 記入する必要がある項目が空欄だった場合、書類不備として失格となりますのでご注意ください。
- 訂正の際は二重線などで消してください(訂正印は必要ありません)。

(注1) 一カ月分の生活費申告書について

ご家庭の平均的な収支の実態がわかるよう、収入や支出の項目をご記入ください。ご家庭の収支状況に合わせて、計算・記入しやすい単位をお使いください(「10,000円」「1万円」「10千円」など)。収入はすべて手取り(税金を控除した金額)の金額でご記入ください。

「大学の学費として、年間120万円を、3月と8月に60万円ずつ支払っている」など、大きな金額を何か月かごとに支払っている(または、受け取っている)場合は、一年間の総額を12で割って(例: 120万円÷12=10万円)、「学費(兄/大学授業料) 10万円」などとしてご記入ください。

なお、最初から記入されている項目のうち、該当しない項目は、空欄のままで構いません(書類不備にはなりませんのでご安心ください)。逆に、最初からは記載されていないものの、定期的に発生している収入や支出があれば、ご自身で項目を書き足してご記入ください。

貸与型奨学金、学資ローン、その他債務等がある場合、特記事項欄に内容と金額をご記入ください。

(注2) 作文について

『将来の夢』というテーマで、受給希望者に作文を書いていただきます。規定字数は、2019年4月1日時点の学齢によって変わります。

→学齢について詳しくは：3ページ「5 給付金額と学齢について」

2019年4月1日時点の学齢	規定字数
小中学生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）1枚以上
高校生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）2枚以上
大学生等	400字詰め原稿用紙（当財団指定書式）3枚以上

作文用紙は、当財団指定の書式をご利用ください（横書き）。作文用紙が足りなくなった場合は、コピーしてご利用いただくか、「別紙」にご記入ください。

なお、作文に限り、HB以上の鉛筆またはシャープペンシルで記入することができます。

(注3) 金額の根拠となる資料について

申請する使用目的に応じて、以下の資料を添付してください。

→使用目的について詳しくは：4ページ「7 使用目的と給付金額」

使用目的	必要になる資料
学校で必要になる費用	希望する使用目的の金額が記載された資料 （受験のしおり、学校からの振込依頼や引落連絡などのプリント、購入しなければならない教材や備品のリスト、留学案内、該当するWebページをプリントアウトした紙など）（コピー可）
塾、予備校、家庭教師、通信教育の費用	希望する使用目的の金額が掲載された資料 （塾等のパンフレット、料金表、見積書、必要となる教材のリスト、該当するWebページをプリントアウトした紙など）（コピー可）
自学自習用教材費用	購入したい書籍の名前と金額が記載された資料 （該当するWebページをプリントアウトした紙など）（コピー可）

- 複数の使用目的で申し込む場合は、それぞれに必要な「金額の根拠となる資料」をご提出ください。
- 申込時点で受験生であり、「志望校が複数あって、受験結果はまだ出ていないので、4月からどの学校に通うかは、まだわからない」という場合は、志望校の数（最大3校まで記入）だけの金額を「奨学金使用目的書」にご記入の上、その分の資料をご用意ください。
- 申込時点で、金額を確定させたり、資料を用意したりすることが難しい場合は、「奨学金使用目的書」に、見込み金額（概算）をご記入ください。この場合、資料の添付は不要ですが、その金額を見込みとした根拠を、合わせてご記入ください。

例えば、来年度の授業料や給食費などの書かれたプリントが、申込時点でまだ発行されていない場合は、学校の先生等に見込み金額をご確認の上、その金額と「資料はまだ発行されていませんが、学校の先生から大体このくらいの金額であると伺いました」というような一文をご記入ください。

また、来年度の学校の授業で使う教科書の冊数や金額が、申込時点で確定しない場合は、学校の先生や先輩から、去年は教科書代で大体いくら必要だったか教えていただき、その金額と「学校の先生（先輩）から、去年は大体このくらいの金額であったと伺いました」というような一文をご記入ください。

その他、資料のご用意が難しい理由がある場合は、その旨を「奨学金使用目的書」にご記入のうえご提出ください。なお、この場合、必要に応じて、当財団から確認のためのご連絡を差し上げる場合があります。予めご了承ください。

(注4) 収入を証明する書類について

申込者の収入の状況に応じて、以下の表の通りご提出ください。ただし、受給希望者が、児童養護施設などの施設に在籍している場合は、この書類の提出は不要です。

収入の状況	提出する書類（直近のもの）	発行元
給与所得者である または 自営業で確定申告をしている	所得証明書 または 源泉徴収票のコピー	市区町村
雇用保険基本手当 （失業給付）を受給している	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
年金を受給している （障害年金、遺族年金等含む）	年金振込通知書のコピー または 年金額改定通知書のコピー	日本年金機構等
生活保護費を受給している	生活保護決定通知書のコピー または 生活保護変更通知書のコピー	市区町村福祉事務所
各種手当をもらっている	各種手当の通知書のコピー	市区町村

(注5) 家庭事情に応じた書類について

以下の表に従って、書類をご提出ください。

家庭事情	提出する書類
ひとり親家庭の子どもである	（提出不要）
里親家庭の子どもである	児童委託証明書のコピー
施設に在籍している	施設在籍証明書のコピー
保護者が就労困難な状況である	医師の診断書（一年以内発行）、障害者手帳のコピーなど、 保護者が就労困難な状況にある事情を証明できるもの

12 書類を提出する

2019年1月31日（木）「必着」として、申込書類一式を郵送でご提出ください。

送り先：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル32階
公益財団法人 明光教育研究所 奨学金新規申込係

書類を提出する前に、以下の注意事項をよくお読みいただくようお願いいたします。

注意事項

- ！ 審査の結果、不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。
- ！ 審査の対象となるのは、2019年1月31日（木）までに当財団に届いた申込書類のみです。
- ！ 期間内に当財団に届かなかった申込書類、直接お持込された申込書類、書類不備がある申込書類は、すべて失格となります。時間に充分余裕をもってご準備・ご提出ください。
- ！ 黒のボールペンで記入してください。「作文」以外、鉛筆や消せるボールペンは使用できません。

郵送の際は、封筒に上の宛先をご記入いただくか、左の点線部分を切り取って、封筒にお貼りください。なお、郵送の際は、ご家庭から直接お送りいただくことも、学校や施設で複数の申込みをまと

めてお送りいただくことも可能です。

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7丁目20番1号
住友不動産西新宿ビル32階

公益財団法人 明光教育研究所
奨学金新規申込係

また、念のため郵送前に、提出書類一式をコピーの上、
お手元で保管いただきますようお願いいたします。

審査～採用までの流れ

1 3 審査について

審査は、当財団の「選考委員会」が、ご提出いただいた申込書類を総合的に判断して行います。

注意事項

- ！ 審査基準や審査方法等に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ！ 審査にあたって、当財団から受給希望者もしくは申込者に対し、より詳しい事情の説明などを求める場合があります。

1 4 採否通知の到着、奨学生としての権利

2019年3月29日までに、採用または不採用の結果が書かれた「採否通知」を順次発送いたします。郵送先は、申込書にご記入いただいた受給希望者または申込者のご住所です。（どちらにお送りするかは申込書ご記入時にお選びいただけます。）2019年4月上旬にはお手元に届く予定となります。

採用となった場合、受給希望者は、採否通知を受け取った日から2020年3月31日までの一年間、当財団の「奨学生」となり、当財団からの奨学金を給付される権利を獲得します。

また、採用となった場合、「給付金額通知」を合わせてお送りいたします。これは、選考委員会の審査により決定された給付金額をお伝えするものです。これらの書類は、大切に保管してください。

注意事項

- ！ 審査結果及び審査理由等のお問い合わせには一切お答えできません。
- ！ 申込書類は返却いたしません。当財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。
- ！ 「給付金額通知」に記載される年間給付金額は、審査の結果、ご希望の金額とは異なる場合があります。予めご了承ください。
- ！ 採否通知の到着前に、申込書に記入した住所とは異なる住所への転居等を行う場合は、当財団までお問い合わせください。
- ！ 万一、2019年4月15日（月）を過ぎても採否通知が到着しない場合は、大変お手数ですが、当財団までお問い合わせください。
- ！ 奨学生としての権利は、原則として2020年3月31日まで継続しますが、虚偽の申告を行った場合や、各種義務を正当な理由なく怠った場合等、悪質な事案については、年度の途中であっても、当財団の奨学金規定に基づき、奨学生の権利を剥奪する等の措置をとる可能性があります。

1 5 採用後書類提出（該当者のみ）

「申込している時点で、通っている学校の最終学年であり、4月からは新しい学校に進学する」という場合のみ、採用決定後、以下の書類の提出が必要となります。2019年4月30日（火）必着にてご提出ください。

書類の名前	内容
入学を証明する書類	「入学証明書」又は「在学証明書」又は「生徒手帳のコピー」 （「合格証明書」は不可）

奨学生として採用された後の流れ

16 奨学金の振込

奨学金の給付は、国内主要金融機関（各種銀行、ゆうちょ）への振込で行います。振込先は、申込時の提出書類「口座届」にご記入いただいた口座です。

右の表の日程で、年4回、給付金額の4分の1ずつを振り込みます。ただし、給付金額が20万円に満たない場合は、2019年6月3日（月）に一括給付として振込いたします。

1回目の給付	2019年6月3日（月）
2回目の給付	2019年9月2日（月）
3回目の給付	2019年12月2日（月）
4回目の給付	2020年3月2日（月）

注意事項

- ！ 書類の提出を、正当な理由なく怠った場合、奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。書類の提出時期には十分にご注意ください。
- ！ 上記の理由以外で、奨学金振込予定日の翌日になっても奨学金が振り込まれていない場合は、大変お手数ですが、当財団までご連絡ください。
- ！ 特に、最初の振込となる、2019年6月3日の給付後は、必ず、ご利用の口座に奨学金が振り込まれているかどうかをご確認ください。万一、振込がなされていない場合は、大変お手数ですが、すみやかに当財団までご連絡ください。
- ！ 奨学金を振り込む口座を変更したい場合は、当財団までご連絡ください。

17 奨学生としての義務

奨学生として採用された場合、以下の義務が発生します。

これらの義務は、原則として、奨学金の採否通知を受け取った日（2019年4月上旬予定）から、翌年度末の定期提出書類を当財団が正式に受理するまで（2020年3月～6月予定）継続します。

- 定期提出書類を提出すること →詳しくは：11ページ「18 書類の提出」
- 何らかの変更があった場合、届出をすること →詳しくは：11ページ「18 書類の提出」
- 当財団から連絡等を受けた場合は、可能な限りすみやかに応じること
- 当財団の奨学生という自覚をもち、勉学や日々の生活に励むこと

注意事項

- ！ これらの義務を、正当な理由なく怠ったり、虚偽の報告をしたりした場合、奨学金の給付の休止や停止、あるいは、特に悪質と認められる場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ！ 奨学金給付後に、極めて重大な虚偽の申告をしていたことが発覚した場合など、特に悪質と認められる事案では、当財団は奨学金の返還請求を行うことができます。その場合、返還請求を受けた者は、奨学生としての義務を満了しているかどうかにかかわらず、奨学金返還に応じる義務があります。

また、奨学生が本奨学金プログラムを満了したあとも、今後の奨学金事業の運営のため、ご連絡先の確認、近況等に関するアンケートへのご協力をお願い、当財団が実施する懇親会などのイベントのご案内などを差し上げる場合があります。これらのアンケートやイベントにご協力いただいた場合は、そこで得た情報を全て匿名で管理した上で、当財団の奨学金事業の改善のみを目的として利用させていただきます。（他の目的での利用や、第三者への提供などは、一切行いません。）

ぜひ、ご協力の程よろしくお願いたします。

18 書類の提出

奨学生は、以下の通り、当財団に対して書類の提出を行わなければいけません。

正当な理由なく提出が行われない場合は、その後の奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。また、翌年度以降の奨学金の継続申請において不利になる可能性があります（詳しくは：12ページ「19 奨学金の継続手続」）ので、充分ご注意ください。

なお、期限内の書類提出が困難な事情（学校の成績発行が提出期日に間に合わない、長期実習や留学等が提出期間と重なっている、等）がある場合は、個別にご対応が可能ですので、その場合は当財団までご連絡ください。

(1) 定期提出書類の提出

ご在籍の学校の学期が終了した後、45日以内に、次の3種類の書類をご提出いただきます。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 「生活状況報告書」（奨学生または申込者が記入） |
| <input type="checkbox"/> 「奨学金使用届」（領収書を添付） |
| <input type="checkbox"/> 最新の成績証明書、または、通知表のコピー |

(2) 何らかの変更があった場合の届出

下記に当てはまる何らかの変更があった場合、届出を行っていただきます。

変更の種類	発生する義務
奨学生または申込者が転居、転籍、転学した	「転居、転籍、転学届」を提出
奨学生が休学、退学した	「休学、退学届」を提出
奨学生または申込者が改氏名、転職、結婚した	「改氏名、転職、結婚届」を提出
振込先の口座情報を変更したい	「口座変更届」を提出
その他重要な事項に変更があった	当財団に電話ですみやかに連絡

注意事項

- ！ 書類の提出を、正当な理由なく怠った場合、奨学金の給付の延期や停止を行う場合があります。書類の提出時期には十分ご注意ください。
- ！ 期日までに書類を提出することが困難となる正当な理由がある場合は、個別にご対応いたしますので、必ず事前に当財団までご連絡ください。

複数年度にわたる奨学金の給付について

19 奨学金の継続手続

この「第5回給付奨学金」で採用された奨学生が、2020年4月に進級又は進学する場合は、「奨学金の継続手続」を行うことで、次年度の奨学金給付を申し込むことができます。奨学金は自動継続ではありません。

対象となる方には、**2019年12月までに、改めて詳しいご案内をお送りいたしますが、手続の概要は以下の通りです。**注意事項をご確認の上、お申し込みください。

継続手続についての注意事項

- ！ 書類不備や締切日超過の場合、失格となりますのでご注意ください。
- ！ 選考委員会の審査により、奨学金継続のご希望に添えない場合があります。
- ！ 給付金額は、選考委員会の審査により、ご希望の金額とは異なる場合があります。

(1) 書類を提出

奨学金の継続を希望する場合は、指定された期日までに、以下の書類をご郵送いただきます。

書類名	備考
奨学金受給継続願	奨学生と申込者が記入
作文（継続）	「今年1年のふりかえりと私の夢」のテーマで奨学生が記入
誓約書（継続）	奨学生、申込者が記名・捺印
生活費申告書（継続）	申込者が記入
推薦書（継続）	奨学生が、継続手続時点で通っている学校の教職員が記入
収入を証明する書類	8ページ「注4」参照
家庭事情に応じた書類	8ページ「注5」参照

(2) 審査と給付可否の通知

選考委員会の審査により、次年度の奨学金の給付可否及び給付金額を決定いたします。審査は、継続手続における提出書類の内容等を、総合的に判断して行います。

2020年4月下旬を目途に、「採否通知」を、郵送にてお送りいたします。

詳しくは、2019年12月までにお送りするご案内をご確認ください。

その他

ご不明点につきましては、公益財団法人明光教育研究所事務局までご連絡ください。

電話番号	03-5937-2691（受付：平日9：30～18：00）（土・日・祝日を除く）
FAX	03-5937-2692（受付：24時間）
ホームページ	http://www.meiko-zaidan.jp/
メール	info@meiko-zaidan.jp

2018年12月1日